

---

**企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況**

---

**I. 本資料の目的**

1. 本資料では、第 51 回企業会計基準諮問会議（2024 年 7 月 24 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

**II. 国際対応の状況****ASAF メンバーの改選**

2. 2024 年 10 月 28 日に、IFRS 財団から 2025 年から 2027 年の ASAF 会議メンバーが公表された。14 のメンバーが選出され、企業会計基準委員会はアジア・オセアニア枠で引き続き選出されている。

**のれんに関する IASB 及び FASB の審議の状況****(IASB における検討状況)**

3. IASB は、2024 年 3 月 15 日に、企業結合について合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的に公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」を公表した。
4. 企業会計基準委員会では、2024 年 4 月より当該公開草案に対するコメント・レターの文案に関する審議を行い、2024 年 7 月 12 日にコメント・レターを提出した。コメント・レターでは主に、のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う意見を伝えるとともに、企業結合の業績に関する情報の開示について財務諸表外で開示することが相応しいと考えること、また、シナジーに関する定量的情報の開示に対する懸念が聞かれていることをコメントしている。
5. 2024 年 10 月の IASB ボード会議では公開草案に寄せられたフィードバックの概要が紹介された。フィードバックの概要には、主に次のような内容が含まれている。
  - (1) 企業結合の業績に関する開示に対するコメントと期待されるシナジーに関する定量的情報の開示に対するコメントについて、概ね類似のフィードバックが寄せられており、財務諸表利用者の多くが同意している一方、財務諸表作成者の大多数は財務諸表に当該情報を記載することに引き続き同意していない。

- (2) フィードバックを寄せた回答者は、企業結合の業績に関する開示の対象を重要性がある企業結合の一部とすることを概ね支持している。
  - (3) 資金生成単位へののれんの配分について、この提案によりシールドリングが減少する可能性があることに同意する回答者が多かったが、効果は限定的であると述べた回答者も多く、その中には、のれん償却の再導入を提案している回答者のほぼ全員が含まれる。
  - (4) 使用価値の計算の改善提案について、回答者の大多数が賛成しているが、判断の水準が上がり、経営者の過度の楽観性を増加させる可能性があるとして反対する回答者も多い。
  - (5) のれん償却の再導入を提案する回答者が少数いるが、その主張は IASB が以前に検討したものと同様の議論を行っている。
6. 今後、詳細な分析に基づく再審議が予定されている。

#### **(FASB における検討状況)**

7. FASB は 2022 年 6 月 15 日のボード会議で、当該プロジェクトについてテクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

#### **再生可能電力に係る契約**

8. IASB は、2024 年 5 月 8 日に、特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約についての会計上の論点に対処することを目的として、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に対する狭い範囲の修正を提案する公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表した。
9. 企業会計基準委員会では、2024 年 6 月より当該公開草案に対するコメント・レターの文案に関する審議を行い、2024 年 8 月 2 日にコメント・レターを提出した。
10. コメント・レターでは、多くの企業が電力の市場価格の変化から生じる変動性を低減させるというよりも、再生可能エネルギー証書 (REC) を購入する目的でバーチャル電力購入契約 (バーチャル PPA) を締結していること等を踏まえ、REC の会計処理を、再生可能電力に係る契約の会計上の問題点を対処するプロジェクトにおいて取り扱わないことを支持しないことについてコメントしている。
11. 加えて公開草案における一部の開示要求により求められる情報は、サステナビリティ関連情報とみなされる可能性がより高く、注記を含め財務諸表に含まれる情報ではないとコメントしている。

## 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する IASB の審議の状況

12. IASB は、2023 年 9 月の IASB ボード会議において、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトの目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーすることを決定するとともに、IFRS 会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討等の今後取り得るアクションについて決定した。
13. 2024 年 7 月に IASB は、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準をどのように適用するのかを例示する設例を提案する公開草案を公表した。
14. 企業会計基準委員会は、2024 年 11 月 21 日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、公開草案における設例の中には現行の実務とは異なる解釈が示されていると考えられること等を理由に、IFRS 会計基準に付属する設例とすることは適切ではないとしている。さらに、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との関係に関連して、このプロジェクトに限らず、財務諸表利用者が有用と考えるいかなる情報も財務諸表に含めるべきであるとの結論に至る IASB の方向性には同意しないことをコメントしている。

## 資本の特徴を有する金融商品

15. IASB は、2023 年 11 月に、企業が金融負債と資本の分類を行うにあたり適用上の課題に対応すること及び金融負債及び資本金金融商品に関する情報の改善を図ることを目的に、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」を公表した。
16. 企業会計基準委員会は、2024 年 3 月 29 日に本公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、分類の際に契約上の権利及び義務のみを考慮するとしている IAS 第 32 号「金融商品：表示」の要求事項について、長期的には法律又は規則の影響を踏まえて分類を行うように見直しを検討すべきであること、及び提案されている開示の要求事項は、資金調達方法によっては過大な開示負担をもたらす可能性があるため負担軽減の策を検討すべきことをコメントしている。
17. 2024 年 5 月及び 7 月の IASB ボード会議では公開草案に寄せられたフィードバック及び財務諸表利用者とのアウトリーチ会合におけるフィードバックが紹介され、今後の進め方について議論がされており、フィードバックの詳細な分析に基づき 2024 年 10 月より再審議を開始している。

## 持分法

18. IASB は、2024 年 9 月 19 日に、関連会社及び共同支配企業に対する投資の会計処理である持分法に関する適用上の疑問に対応するために、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(202x 年改訂)」を公表した。公開草案では、主に重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動、損失に対する投資者の持分の認識及び関連会社との取引から生じた利得及び損失等についての修正案が提案されている。
19. 公開草案のコメント期限は 2025 年 1 月 20 日であり、現在、企業会計基準委員会で審議を行っている。これらの結果を踏まえ、コメント・レターを提出する予定である。

### 引当金

20. IASB は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(以下「IAS 第 37 号」という。)について、次の 3 つの目的を絞った改善を行うプロジェクトを進めている。
- (1) IAS 第 37 号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を 2018 年に改訂された「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせる。
  - (2) 引当金を測定する際に含めるべきコストを明確化する。
  - (3) 引当金についての割引率(具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか)を定める。
21. IASB は前項に係る公開草案を 11 月 12 日に公表しており、企業会計基準委員会では今後、公開草案の提案を分析し対応について審議を行う予定である。

### キャッシュ・フロー計算書

22. IASB は、2022 年 4 月の IASB ボード会議において、第 3 次アジェンダ協議のフィードバックを受けた分析に基づいて「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することについて決定した。
23. 2024 年 9 月の IASB ボード会議では、リサーチ・プロジェクトを開始するとともに、本プロジェクトの初期作業の一環として、第 3 次アジェンダ協議において利害関係者から指摘されたトピック、学術文献のレビュー及び予備的なリサーチの計画について議論が行われた。

### 無形資産

24. IASB は第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産についてこれまでリサーチ・パイプラインに入れていたが、2024 年 4 月からリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。

### 適用後レビューに関する IASB の審議の状況

**(IFRS 第 15 号)**

25. IASB は、2023 年 6 月 29 日に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)の適用後レビューに関する情報要請を公表した(コメント期限は 2023 年 10 月 27 日)。
26. 企業会計基準委員会ではアウトリーチを実施し、2023 年 9 月より本情報要請に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 10 月 24 日にコメント・レターを提出した。
27. 提出したコメント・レターでは、IFRS 第 15 号が米国会計基準のトピック 606「顧客との契約から生じる収益」と実質的にコンバージェンスされた会計基準であることを鑑み、国内外の比較可能性を高めるために、IFRS 第 15 号の要求事項を基本的にすべて取り入れる方針で日本基準を開発したこと、及び IFRS 第 15 号の導入には多大な時間と労力を必要としたことを述べたうえで、IFRS 第 15 号の要求事項を変更する場合には、当該変更によるコストを上回る便益があることの十分な証拠が必要であるとコメントしている。
28. 2024 年 3 月の ASAF 会議においては 3 月までの IASB ボード会議における暫定決定が議論されており、企業会計基準委員会からは前項に記載の意見を基礎として IASB が追加の行動を取らないとした大多数の論点については賛同するとした一方、負の正味対価については追加の行動をとることを求める意見が利害関係者から聞かれているという意見発信を行った。
29. IASB は、2024 年 9 月末に IFRS 第 15 号の適用後レビューについてのプロジェクトサマリー及びフィードバックステイメントを公表し、IFRS 第 15 号は意図した通りに機能し、有用な情報を投資家に提供していると結論付け、適用後レビュープロジェクトを終了した。なお、公表されたプロジェクトサマリー及びフィードバックステイメントにおいては、前項で記載した負の正味対価についての論点を含む一部の論点は、次回のアジェンダ協議で検討される項目とされている。

**(IFRS 第 16 号)**

30. IASB は、2023 年 12 月のボード会議において、IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)の適用後レビューを開始することを決定し、2024 年 6 月から 2025 年 3 月までにかけてアウトリーチを行い、2025 年上半期に情報要請を公表する予定としている。
31. 当該アウトリーチの一環で、2024 年 9 月の ASAF 会議において、情報要請の範囲を設定する観点から IFRS 第 16 号の全体的な評価及び適用上の課題について意見が求められた。企業会計基準委員会は、セール・アンド・リースバック取引の会計処理、及びサブリースの検討についてコメントを求めるべきと考えていることをコメントしている。特にセール・アンド・リースバック取引については IFRS 第 16 号の会計モデルは複雑であり利害

関係者から収益認識基準との概念的な不整合が疑問視されていること、及び変動リース料が含まれるセール・アンド・リースバック取引から生じる負債と通常のリースから生じる負債との間に不整合があることを指摘している。また、リース期間に関する判断のばらつきがあるとの指摘についても情報共有を行っている。

### 動的リスク管理

32. IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（以下「DRM」という。)) に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うプロジェクトを進めている。
33. 本プロジェクトは 2022 年に基準設定プログラムに加えられ、DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピックについて審議が継続して行われている。IASB は 2025 年前半に公開草案を公表することを予定している。

### 国際会議への参加等

34. 第 51 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

日付	会議名	会議方式
2024 年 8 月 12 日－14 日	米国会計学会 (AAA)	対面会議
2024 年 8 月 16 日	FASB との定期協議	対面会議
2024 年 9 月 22 日	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 中間会議	対面会議
2024 年 9 月 23 日・24 日	世界基準設定主体 (WSS) 会議	対面会議
2024 年 9 月 23 日	ニュージーランド報告審議会 (XRB) との会合	対面会議
2024 年 9 月 24 日・25 日	会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS)	対面会議
2024 年 9 月 26 日・27 日	ASAF 会議	対面会議
2024 年 10 月 15 日	多国間ネットワーク会議 (日本、米国、カナダ、英国、ドイツ)	ウェブ会議
2024 年 10 月 31 日	日中韓 3 か国会議	対面会議
2024 年 11 月 4 日・5 日	IASB リサーチフォーラム	対面会議
2024 年 11 月 6 日	オーストラリア会計基準審議会 (AASB) リサーチフォーラム	対面会議
2024 年 11 月 7 日	AASB との会合	対面会議

2024年11月25日-27日	AOSSG年次大会	対面会議
-----------------	-----------	------

以上